

コラム① 汚水処理原価と使用料回収率

個人が設置した浄化槽を除き、下水道などの汚水処理事業は公営企業として運営されており、サービスの提供に要する経費を利用者から徴収した料金等で賄うという「独立採算の原則」が採られています（地方公営企業法第17条の2）。

しかし、実際には一般会計からの多額の繰出金に依存しており、汚水処理に要する経費（汚水処理原価）の使用料回収率は、浄化槽が48.7%であるのに対し、特定環境保全公共下水道は35.2%、農業集落排水処理施設は28.5%に止まっています。

下水道等の汚水処理事業は、公共用水域の水質保全に寄与する公共施設としての側面を有するものの、汚水処理に要するコストが各事業の受益者からの使用料により回収できないということは、上述の「独立採算の原則」に反するとともに、各事業の受益者が負担することが当然の経費を税金を通じて住民全体に負担させていることになり、公平性を欠くこととなります。また、一般会計からの多額の繰り出しは市町村財政を圧迫し、他の事業の実施に影響を及ぼすこととなります。したがって、受益者分担金や使用料の水準を適切に設定することが求められます。

しかし、そもそもの問題として、使用料等の設定の大きな要素となる汚水処理原価について検討すると、大都市部を対象とする公共下水道はともかく、処理区域内人口が概ね1万人以下である特定環境保全公共下水道や、農業振興地域を対象とする農業集落排水処理事業の資本費は、浄化槽の約6倍に達しています。これは、下水道等の集合処理施設は、都市郊外や中山間地域においては、管渠延長が長くなるなど建設投資効率が低くなっているためと推察されます。

汚水処理事業の収支構造は初期投資の規模によって定まってくるといっても過言ではなく、それ故に建設コスト（資本費）の圧縮に最大限の配慮を払う必要があります。

汚水処理施設整備の目的は地域の汚水を衛生的に処理することですから、下水道等の集合処理施設にこだわらず、地域の特性に適合し、費用対効果の最も優れた整備手法を選択することが大切です。

事業別汚水処理原価比較（平成25年度全国平均）

	公共下水道	特環公共下水道	農集排	浄化槽
汚水処理原価（円/㎡）	174.9	446	518.7	318.6
（資本費）（円/㎡）	108.1	310.1	319.4	88.7
（維持管理費）（円/㎡）	66.8	135.9	199.3	229.8
使用料回収率（%）	77.8	35.2	28.5	48.7

（総務省資料 平成16～25年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要）